

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ)

令和7年5月
香川県

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和7年5月13日～令和8年3月31日）

1. 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画において、イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域において捕獲を強化することにより、農業被害や生活環境被害を防止するとともに、人身被害を未然に防止し、生息頭数を適正な水準に減少させ、その分布域を適正な範囲に縮小させることとしている。

令和5年度の県全体におけるイノシシの捕獲頭数は9,095頭であり、第二種特定鳥獣管理計画における単年度計画の目標頭数を下回った。また、令和6年度には、住居集合地域等での人身被害が7件（令和5年度は3件）、発生するなど、状況は依然として深刻である。このため、今年度も、前年度同様に捕獲の要望の強い高松市の島しょ部において、有害鳥獣捕獲等では十分な捕獲ができていない場所で捕獲を実施するものである。

2. 令和6年度事業実績

実施地域名	対象鳥獣	目標	実績	日数
香川地区	イノシシ	捕獲頭数 合計 40頭 ○高松市 男木島 6頭 女木島 34頭	捕獲頭数 合計 55頭 (137.5%) ○高松市 男木島① 11頭 (183.3%) 女木島① 24頭 女木島② 20頭 小計 44頭 (129.4%)	計 44日 R7/2/12～2/22 11日 R6/8/19～9/4 (15日) R6/12/5～12/22 (18日) 小計 33日

3. 令和6年度事業評価

捕獲による効果を確認するため、捕獲実施前及び捕獲期間終了後に、捕獲実施区画ごとに、現地踏査及びヒアリングを実施した。

●現地踏査による評価

100m当たりの痕跡数を算出し、実施回ごとの痕跡発見数の増減を比較した。なお、現地踏査による評価値は天候、気温、季節等により前後する可能性があるため、必ずしも評価値の増減が個体数の増減を示しているとは断言できない。

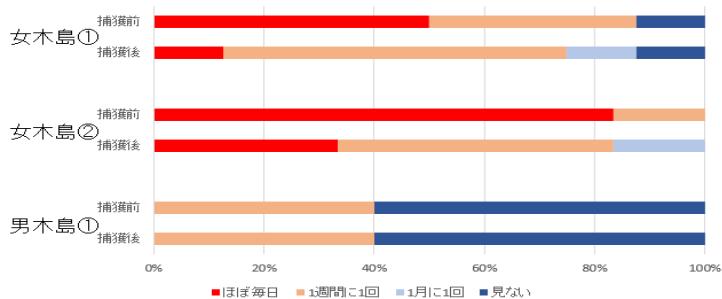
捕獲場所	評価値(事前踏査)	評価値(事後踏査)	増減	捕獲頭数
女木島①	2.93	1.50	-1.43	24頭
女木島②	0.60	0.70	+0.10	20頭
男木島①	1.52	1.48	-0.04	11頭

●ヒアリングによる評価

目撃頻度、被害状況、捕獲活動についてそれぞれ4択で調査した。女木島での第1回は8名、第2回は6名、男木島では5名から回答を得た。

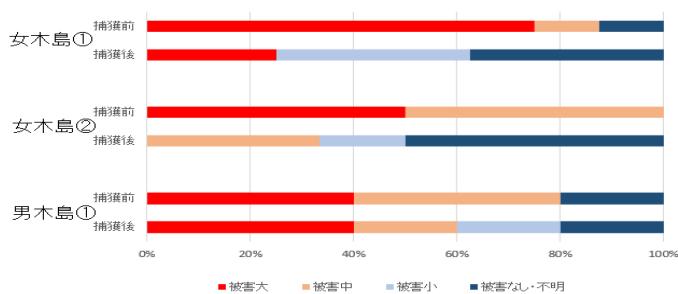
○目撃頻度

第1回の女木島での調査では、目撃した人数に変化はなかったが「ほぼ毎日」の割合が減少した。第2回の女木島での調査でも、「ほぼ毎日」の割合が減少した。男木島では「週1回以上」と「見ない」に分かれ、事前と事後で変化はなかった。



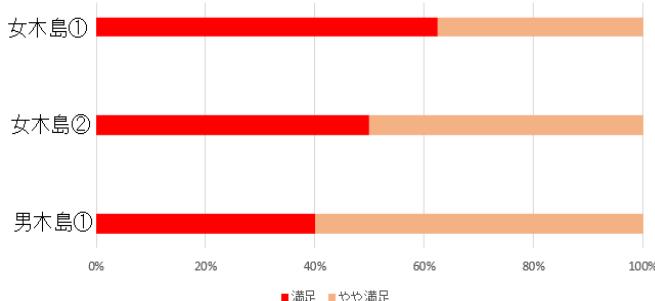
○被害状況

女木島での調査では、第1回、第2回ともに、事前調査時に比べ「被害大」「被害中」の割合が大きく減少した。男木島での調査では被害程度に大きな変化はなく、事前調査にて「被害中」と回答した2名のうち1名が「被害小」になったのみであった。



○捕獲活動

いずれの回においても、すべての回答者から「満足」「やや満足」との回答を得た。



●現地踏査及びヒアリングを受けての全体評価

女木島における第1回の捕獲では、24頭のイノシシを捕獲し、捕獲後の現地踏査による痕跡の評価値は半分程度まで減少した。また、ヒアリングでは、目撃頻度や被害状況は捕獲期間後に減少に転じていたことから、被害を出す個体の数やその来訪頻度を減らすことができたと評価される。

女木島における第2回の捕獲では、事前踏査における評価値は、第1回捕獲期間終了時の踏査評価値よりも減少し、さらに低い値であった。そのため、第1回捕獲期間から第2回捕

獲期間までの間に、女木島へのイノシシの流入はなかったと想定される。捕獲後の現地踏査評価値は微増していたがほぼ同等の値であり、事後のヒアリングでは被害が無くなつたと回答した方もいることから、農作物に被害を出す個体が捕獲できたと考えられる。

男木島では、目標頭数の約2倍の11頭の捕獲があつたが、現地踏査による評価値は事前・事後でほぼ数値が変わらず、ヒアリングによる目撃頻度及び被害の程度もほぼ結果が変わらなかつた。

以上より、女木島については、令和6年度の捕獲事業により一定の被害抑制に貢献できたと推察されるが、男木島については、引き続き捕獲を継続していく必要があると考えられる。なお、捕獲頭数と事前踏査及び事後踏査での数値差に相関はなかつた。

4. 対象鳥獣の種類

イノシシ

5. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
香川地区	令和7年5月23日～令和8年3月31日 うち、捕獲作業を行う期間 令和7年5月23日～令和8年2月28日 (60日間程度)

※ 捕獲作業を行う期間は必要に応じて延長する。

6. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施地域（図1参照）

実施地域名	住所等	選定理由	他法令等
香川地区	高松市（男木島・女木島）	島しょ部においては、狩猟者が少なく、農業被害に加え、道路や石垣等の生活基盤にも被害が発生している。このため、高松市男木島、女木島を対象に、有害鳥獣捕獲等では十分な捕獲ができるない場所で事業を実施する。	瀬戸内海国立公園



図1 実施地域図

7. 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施地域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
香川地区	捕獲頭数 合計 40 頭 <input type="radio"/> 高松市 男木島 6 頭 女木島 34 頭

8. 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施地域名	使用する猟法	捕獲等の規模
香川地区	わな猟（くくりわな 囲いわな及びはこわ な）、銃猟（止めさし に限る。非鉛製銃弾 を使用すること。）、 手捕り	各地区における捕獲の実施日数は 次のとおりとし、その他の詳細につ いては受託者と協議のうえ決定す る。 <input type="radio"/> 高松市 男木島 20 日程度 女木島 40 日程度

②作業手順

【事前調査の実施】

- イノシシの被害・出没情報をもとに、市町担当者や地元狩猟者等へのヒアリングを実施し、出没頻度が高いエリアを抽出する。
- 抽出したエリアについて、周辺部の現地踏査を行い、イノシシの出没ルートを特定する。
- 明らかとなった出没ルート上や、その周辺でわなの設置に適した環境を選び、安全かつ効率的に捕獲できる猟具を選定する。

【関係者との調整】

- 捕獲対象地域を管轄する市町や、地元で捕獲活動を行っている狩猟者等と調整を行い、安全を確保したうえで捕獲を実施する。

【捕獲等の実施】

捕獲班の編成

- 指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、受託業務を統括し、安全管理体制の確保、現場監督者及び捕獲従事者の研修の責任者として、事業管理者を配置するものとする。
- 事業管理責任者は、捕獲従事者4名以上を1班とする捕獲班を編成し、それぞれに現場監督者を配置するものとする。
- 現場監督者は、捕獲従事者を事前調査により決定する捕獲対象区域に割り振り、監督下にある捕獲従事者の捕獲作業全般を監督するものとする。
- 捕獲従事者は、受託業務の目的を十分に理解するとともに、捕獲作業に用いる猟法に係る狩猟免許及び（銃器を使用する場合は）銃器を所持し、かつ十分な経験を有しているものとする。

捕獲方法

- 囲いわな、はこわな及びくくりわなの中から適切な猟具を選択し、最も安全かつ効果的な組合せにより実施するものとする。
- 止めさしは、それぞれの猟具ごとに適切な方法を選択し、最も安全な方法により実施するものとする。
- 囲いわな及びはこわなは、使用する餌が結果として被害等の発生の原因とならないように注意するものとする。くくりわなについては、地域住民の安全確保と同時に、止めさし時の捕獲従事者の事故防止にも配慮し、適切な場所を選定し、設置するものとする。
- 使用するわなについては、わなごとに見やすい場所に、所定の事項を記載した標識を設置するものとする。
- 受託者は、わなを設置しようとする具体的な場所について、事前に県及び市町に報告するものとする。設置後に変更する場合も同様とする。

捕獲従事者証の携行

- 事業管理責任者、現場監督者及び捕獲従事者は、県から従事者証の交付を受けるとともに、捕獲等の業務の実施にあたっては、従事者証を携行するものとする。

CSF、ASF 対策

- 防疫措置を徹底すること。（靴、衣服、車両、わな等捕獲器具、捕獲地点等の消毒を徹底すること）。

【安全管理】

安全管理一般

- 受託者は、安全管理規程を遵守し、安全管理に努めるものとし、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うものとする。
- 受託者は、捕獲作業を実施している地域（周辺）に、注意喚起看板を設置するほか、くくりわなの設置場所周辺をテープで囲うなど、事故防止に万全を期すものとする。
- 受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容等を県に報告するものとする。
- 受託者は、県民等から捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

捕獲作業時の安全管理

- 捕獲従事者は、銃器により止めさしをする場合においては、原則として、現場監督者の監督のもと、射手以外の捕獲従事者が、矢先の確認及び関係者以外の立入禁止措置を十分に行つた上で実施するものとする。
- 捕獲従事者は、必ず目立つ色の服装（狩猟用ベストと帽子等）を着用し、捕獲作業に従事するものとする。

わなの安全管理

- 見回りは、毎日1回以上行うものとする。
- 囲いわな及びはこわなについては、誘引期間中及び待機中はゲートを針金で結束する等、誤作動しないように確実に固定するものとする。また、見回り時には作動部と部品の点検を行うとともに、トリガーをセットする前には作動確認を繰り返し行い、使用するわなが誤作動しないよう確認するものとする。
- くくりわなについては、設置前に点検作業を行い、ワイヤーロープ、締付防止金具、よりもどし等の消耗品は、1頭捕獲するごとに交換するものとする。
- 捕獲個体の長時間放置による逃走防止や事故の発生リスク低減を図るため、住宅集合地域等に近いわなについては、必要に応じて特定小電力無線を活用した捕獲報知センサーを装着するものとする。

【捕獲等した個体の回収・処分方法】

- 捕獲個体は、原則として焼却処分又は食肉として利用することとし、法令に従って適切に処分するものとする。
- 捕獲個体を食肉として、または公的な機関での調査研究に利用する場合は無償提供を行うものとする。

【錯誤捕獲への対応方針】

- 捕獲に際しては、捕獲の対象となる動物種以外の動物に影響を与えない様に配慮するものとし、錯誤捕獲された場合には、すみやかに放棄するものとする。

【捕獲情報等の収集・評価】

捕獲個体の確認等

- 現場監督者は、捕獲個体について現地確認を行い、直ちに「香川県野生鳥獣対策システム」に必要事項を登録するものとする。

捕獲事業の評価と検証

- 事業によって得られた捕獲情報等を分析し、当該計画の目標達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、捕獲の効果及び妥当性の検証等を実施するものとする。

9. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 香川県

【実施方法】 実施計画の策定・検討：直営

生息状況等の調査：委託

捕獲情報の収集、事業の評価等：委託

捕獲及び処分：委託

【委託先】 認定鳥獣捕獲等事業者

10. 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- 市町を通じ、事前に捕獲実施を周知する。
- 捕獲実施地域（周辺）には注意喚起看板等の設置を行う。
- 住居集合地域等に近いわなには、必要に応じて捕獲報知センサーを装着し、捕獲個体を長期間放置することによる逃走や事故の防止に努める。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- 特定猟具使用禁止区域（銃）内での事業実施に際し、受託者は事前に県と実施について協議するとともに、やむを得ず発砲する場合は発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

11. その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、その他の関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- 捕獲に伴う事故防止に万全を期すものとする。

(3) 地域社会への配慮

- 事業の実施に際しては、狩猟及び有害鳥獣捕獲の実施を優先するものとし、地元狩猟者等へ十分な配慮を行うものとする。